

## 坂戸校舎実験動物緊急時対応マニュアル

本マニュアルは、「女子栄養大学動物実験指針」に基づき、実験動物の緊急時の対応について定めるものである。

### 1. 趣旨

女子栄養大学動物実験センター（7号館）では、研究に不可欠な実験動物（主に、ラット・マウス）を保管管理し、かつ、医学・栄養学・生物学など、生命科学全般にわたる様々な実験研究を行っている。本学では、飼育棟での管理運営に当たっては、動物福祉上の配慮、実験制度の確保、地域環境保全等について、これまで十分配慮してきた。しかし、東日本大震災（平成23年）の教訓から、大災害時における貴重な動物資源の保護ならびに地域環境への影響防止等につき、平時より留意すべきことを含めて緊急時の対応について下記のとおり定める。

### 2. 留意事項

#### 1) 動物福祉上の配慮

東日本大震災の被害状況を教訓とし、平時、実験動物の生命を守る施策として次の点に留意すること。

##### (a)水の確保

断水を想定し、最低1週間分の飲水の備蓄をしておく。水は長期間の室温保存に耐えるものとする。

##### (b)飼料備蓄

最低1ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は長期間の室温保存に耐えるものとする。

##### (c)空調機能

停電が生じた際には、自家発電装置が正しく稼働しているかどうか確認する。自家発電装置が正しく稼働しない場合には、実験動物にできるだけ負担をかけないように、時期に応じた対応をする（例えば、冬季は毛布で飼育ケージをくるむなど）。

##### (d)汚物処理

緊急時、ケージやえさ箱、水飲み用ポリ瓶等、水洗できない状況を考え、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

##### (e) 飼育方法

震度5以上の直下型地震の揺れを想定し、実験動物は床固定式の専用ラック内あるいは棧の付いた棚板上で飼育する。

##### (f) 防火対策

火災を想定し、平時、消火器の設置場所を確認しておく（飼育棟3階は空調室前の廊下、2階は処置室前の廊下に設置）。火災を誘発する危険性のある薬品、機器、ガスボンベ等を

処置室等に持ち込む際は、動物実験倫理委委員長の許可を得ることとする。また、薬品や機材には転倒防止策をとり、利用が完了した際には、すみやかに飼育棟から撤去しその旨を委員長に報告する。

2) 地域環境保全への配慮

(a)動物の逃亡防止

本学の動物実験施設は基本的には閉鎖環境となっているため、実験動物の逃亡はないと考えられるが、平時より、ケージは脱出防止装置の付いたものを使用する。

(b)地域住民への対応

緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明する。

3. 災害発生時における措置

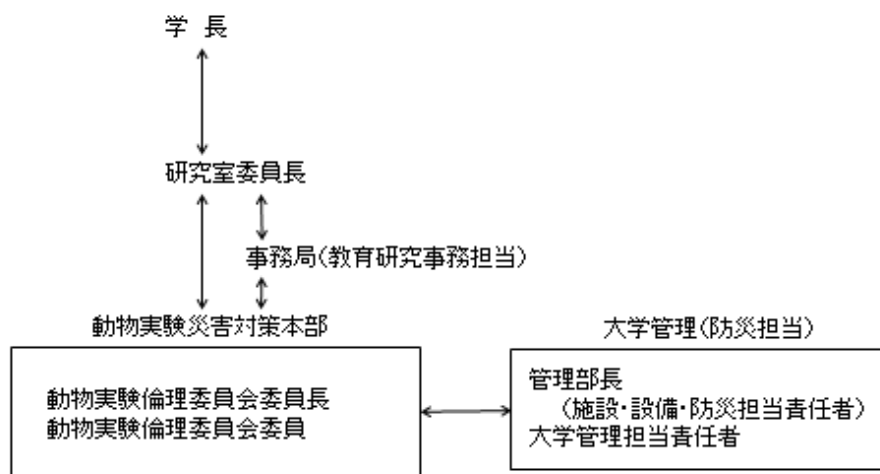
災害発生時には、対策本部を設置し、実験動物倫理委員会委員長の指揮の下、以下の対応をとる。なお、火災や地震の発生直後、動物実験センター内で直接何らかの緊急対応に当たった者は、その状況を実験動物倫理委員会委員長及び大学管理担当責任者に速やかに報告する。

1)動物実験災害対策本部の構成と役割

動物実験災害対策本部（以下、本部と略す）は、動物実験倫理委員会委員長、委員及び実験動物の飼育を直接行っている動物実験実施責任者等で構成する。

本部と大学関係部署との組織図は下記のとおりとする。動物実験対策本部は、研究室委員会、防災担当部署と、連携を保ちつつ災害発生時の対応を検討する。

図 動物実験災害対策本部の構成と関係部署との連携



## 2)火災発生時の対応

火災が発生した場合には、消火器を用いて初期消火にあたる。災害状況については、上述のとおり、実験動物倫理委員会委員長及び大学管理担当責任者に報告する。

### 3)地震直後の対応

大きな地震が発生した場合には、まず飼育者は自己の身の安全を確保し、激しい揺れがおさまった段階で、下記①から⑥に基づき対処する。他の教員・職員の援助を求めるために退室する場合には、動物が逸走しないように飼育室ドアは必ず閉めておく。

①各階の廊下や飼育室の前室等に、逸走動物がないかどうか確認する。

②飼育室ドアを開ける際に、室外への動物の逃亡を防ぐよう注意する。

③転倒や移動のあった飼育ラックを元の位置へ戻す。大形の飼育装置が転倒した場合、他の教員・職員の援助を依頼する。

④逸走のなかったケージは、ラベルを確認して飼育棚に戻す。

⑤飼育室内の逸走動物をすべて捕獲し、元のケージに戻す。また、個体識別がなく経歴の不明確な動物については、毛色、性別や数などを記録し、他の動物とは分けて空きケージに収容する。その際、ケージには識別不能な動物であることを明記したラベルを貼付する。

⑥水と飼料を給与する。

## 4) 火災・地震終息後の対応

火災・地震終息後、下記の事項について具体的な復旧行動計画を練る。

①実験動物の収容・選別（やむを得ぬ時の安楽死措置及びその報告）

②給餌・給水体制

③動物屍体の処理、飼育室の清掃・衛生処理など

④施設全体の被害状況の把握・修繕

## 4. 報告および通報

1) 災害発生時、下記事項を速やかに文部科学省研究振興局ライフサイエンス課および学内関係者に連絡する。学内関係者については、別途、緊急連絡先リストを作成する。

（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課連絡先）

TEL:03-5253-4111(内線 4366),03-67344366(直通)

FAX: 03-6734-4109

（報告事項）

(a) 人身事故の有無、(b) 動物への被害、(c) 建物・設備等への被害、(d) ライフラインの状態、(e) 物的・人的応援の必要性、(f) その他

2) 新聞発表等は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課と連絡を密にし、学長、副学長、各担当部署の長の責任の下で行う。

3) 施設の機能がほぼ復旧できた時点で、被害内容、取った対応策の実際等につき報告書にまとめる。

5. マニュアルの変更

このマニュアルは随時変更され、最新のマニュアルを実験動物倫理委員会が管理する。